

我が国のサイバーセキュリティ政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年四月二日

藤 末 健 三

参議院議長 平 田 健 二 殿



## 我が国のサイバーセキュリティ政策に関する質問主意書

去る三月二十日、韓国でサイバー攻撃が発生した。これを踏まえ、我が国のサイバーセキュリティの現状及びサイバー攻撃への対応について、以下のとおり質問する。

一 韓国では金融機関、テレビ局への攻撃であったが、我が国において、同様の攻撃が行われた場合、さらに、鉄道、航空等の公共交通機関、上下水道、電力施設への攻撃が行われた場合の政府の対応について、明らかにされたい。

二 内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）は、法的に位置付けられたものではなく、その権限もあいまいであり、予算も十分とはいえない。情報セキュリティ対策について、政府全体の取りまとめ役は内閣官房長官であり、情報セキュリティ政策会議もあるが、機能していないのが現状であることから、実質的な取りまとめ役を決めるべきではないか。

三 前記二のような政府のサイバーセキュリティ政策の推進体制について、より強化を図るべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 不正アクセス行為の禁止など、サイバー犯罪についての法制度の対応は進みつつあるが、サイバーテロ

や他国からの我が国の情報システムに対する攻撃といったサイバー攻撃については、法律上の定義もなく、また、サイバー攻撃への緊急対応に係る法体系も整備されていない。政府の戦略、計画といったレベルではなく、法的根拠に基づく対応が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 前記二のとおり、サイバー攻撃への対応の中心であるべきNISCは、法定された機関ではないことから、その位置付けを法的に明確にすべきではないか。

六 外国政府と連携し、サイバー攻撃への対応を整備すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

また、米国との連携については、現在、主に総務省と米国国土安全保障省とで対応を実施しているが、このような日米間の連携は、省庁ごとではなく、政府全体での対応が必要ではないか。

七 米国との連携において、特に安全保障面での議論が重要であり、防衛省の位置付けが重要である。平成二十五年度政府予算案では、防衛関係費におけるサイバー攻撃等への対応のために百四十一億円の予算を計上しており、この分野においても是非とも日米の連携を進めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。